



令和2年生駒市議会（第2回）定例会 提出案件

■ 概要

議案等の件数	25件	
・ 予算	11件	当初予算8件、補正予算3件
・ 条例	11件	新規制定1件、改正10件
・ 公の施設の区域外設置	1件	
・ 人事案件	2件	監査委員の選任、農業委員会委員の任命

■ 令和2年度予算 「令和2年度予算案の概要」を参照

- 1 予算案の要点
- 2 主要施策一覧

■ 補正予算

◇一般会計（第8回）	補正前予算	410億9,360万4千円
	補正予算	4億8,814万1千円
	補正後予算	415億8,174万5千円
・ 通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る 交付金の請求見込み額の増額		420万6千円
・ ため池簡易氾濫解析作成業務		500万円
・ 高山ため池改修工事負担金		231万円
・ 小学校体育館の非構造部材耐震化及びLED化工事		1億6,950万9千円
・ 中学校体育館の非構造部材耐震化及びLED化工事		8,636万4千円
・ 中学校トイレ改修		2億650万7千円
・ 認定こども園生駒幼稚園トイレ改修		1,424万5千円
・ 繰越明許費の追加及び変更		
・ 債務負担行為の変更		
・ 地方債の追加及び変更		
◇国民健康保険特別会計（第1回）	補正前予算	111億7,709万6千円
	補正予算	342万9千円
	補正後予算	111億8,052万5千円
国庫及び県支出金の精算に伴う返還		

◇下水道事業特別会計（第2回）

補正額なし

- ・繰越明許費の変更

■ 条例

1 生駒市印鑑条例の一部を改正する条例（議案第13号 16ページ）

- ・趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、改正するもの

- ・施行日 公布の日

- ・担当課 市民課 ☎ 0743-74-1111（内線301）

2 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（議案第14号 17ページ）

- ・趣旨

法律の改正で法律の題名の変更や条が繰り下げられたことに伴い、条例中で引用している条文の整理を行うもの

- ・施行日 公布の日

- ・担当課 総務課 ☎ 0743-74-1111（内線261）

3 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（議案第15号 18ページ）

- ・趣旨

令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員については、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたが、現在の条例では給料を支給される職員の補償基礎額については規定されていないことから、新たに規定を整備するもの

- ・施行日 令和2年4月1日

- ・担当課 人事課 ☎ 0743-74-1111（内線241）

(3/4)

4 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第 16 号 19 ページ）

・趣旨

一般職の勤勉手当は、人事評価制度における基準日以前 6 月の目標達成度評価（業績評価）の結果に応じて支給しているところであるが、評価制度をより効果的に行うため、評価の実施回数を変更することに伴い、勤勉手当の支給に係る算定期間の規定を改正するもの

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 人事課 ☎ 0743-74-1111（内線 241）

5 生駒市公共施設等総合管理基金条例（議案第 17 号 20 ページ）

・趣旨

公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより財政負担の軽減及び平準化を図るため、公共施設等の適正配置、長寿命化及び民間活力の導入に向けて実施する更新、改修、修繕及び除却に必要な資金を積み立てる生駒市公共施設等総合管理基金を設置し、これらに必要となる資金を積み立てるため条例を制定するもの

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 財政経営課 ☎ 0743-74-111（内線 271）

6 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（議案第 18 号 23 ページ）

・趣旨

奈良県での国保県単位化において、令和 6 年度の保険料水準統一を目指して、本市では段階的に令和 2 年度、4 年度及び 6 年度の保険税率等の改定を予定しているが、令和 2 年度国保税額の決定にあたり、県が算定した標準保険料率を参考に、保険税率等の改定と課税限度額の引上げを行うもの

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 国保医療課 ☎ 0743-74-1111（内線 781）

7 生駒市手数料条例の一部を改正する条例（議案第 19 号 25 ページ）

・趣旨

住民基本台帳法の改正に伴い、除票の写し等の交付及び戸籍の附票の除票の写し等の交付の規定が新設されたこと、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の改正に伴い、通知カードが廃止されることから改正するもの

・施行日 公布の日、改正マイナンバー法の施行日

・担当課 市民課 ☎0743-74-1111（内線 301）

(4/4)

8 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（議案第 20 号 27 ページ）

・趣旨

放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たしている者で、未受講の者も放課後児童支援員とみなすことが可能とする経過措置の期間を 5 年間延長するもの

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 こども課 ☎ 0743-74-1111（内線 770）

9 生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例（議案第 21 号 28 ページ）

・趣旨

道路法施行令の一部を改正する政令に合わせ、道路占用料を改定するもの

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 管理課 ☎ 0743-74-1111（内線 541）

10 生駒市営住宅条例の一部を改正する条例（議案第 22 号 30 ページ）

・趣旨

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、改正するもの

・施行日 令和 2 年 4 月 1 日

・担当課 営繕課 ☎ 0743-74-1111（内線 531）

11 生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例（議案第 23 号 31 ページ）

・趣旨

水道法施行令の一部改正により、条文中に引用している条にズレが生じたことに伴い、改正するもの

・施行日 公布の日

・担当課 上下水道部総務課 ☎ 0743-79-2800（内線*2730）